

議事（1）

資料1

富士見市公共下水道事業経営戦略の 改定について

みんな笑顔☆ふじみ
富士見市



次 第

1. スケジュール
2. 下水道事業会計について
3. 経営の基本方針
4. 今後の主要な取り組み
5. 投資・財政計画(収支計画)
6. 使用料改定の必要性検討
7. 経営戦略の進捗確認と改定の方針



1. スケジュール

第1回：令和7年10月6日

- ・経営戦略改定案（第1章から第3章）の説明
- ・質疑応答

第3回：令和7年12月18日（本日）

- ・経営戦略改定案（第4章から第8章）の説明
- ・質疑応答
- ・審議および答申書作成

（改定版）目次より抜粋

- 第1章 はじめに
- 第2章 下水道事業の現況
- 第3章 将来の事業環境
- 第4章 経営の基本方針
- 第5章 今後の主要な取り組み
- 第6章 投資・財政計画（収支計画）
- 第7章 使用料改定の必要性検証
- 第8章 経営戦略の進捗確認と改定の方針

2. 下水道事業会計について(1/5)

●下水道事業会計の仕組み

下水道事業会計は地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に区分されます。収益的収支は、主に下水道施設の維持管理を行うための収入・支出です。一方、資本的収支は、下水道施設の整備や更新を行うための収入・支出です。

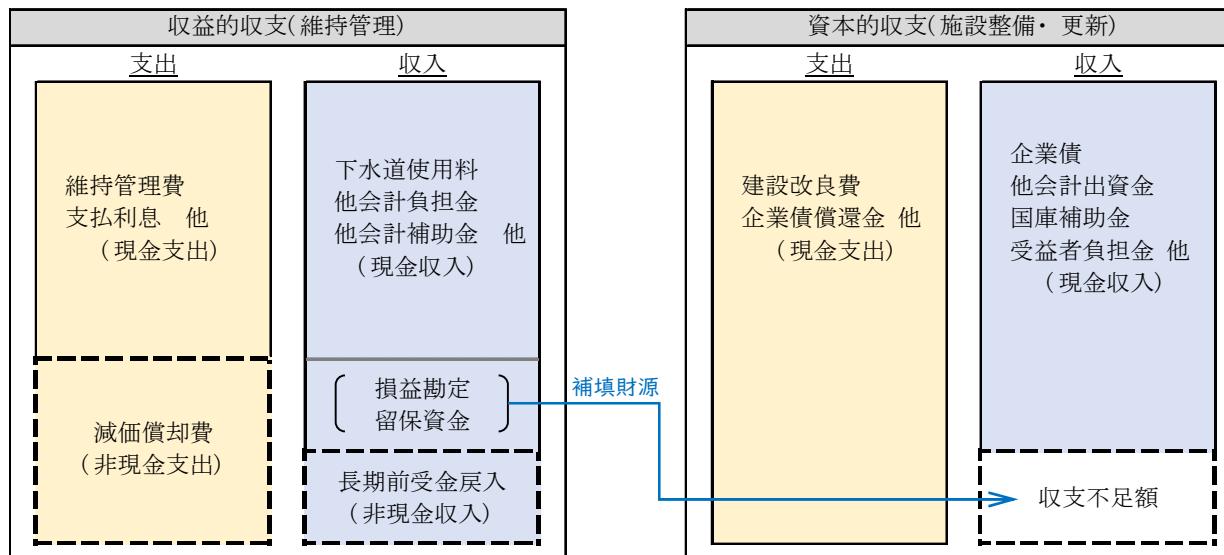


図1 下水道事業会計のイメージ

<補填財源>

資本的収支は、予算制度の関係上、収入より支出が大きくなることが一般的です。この収支不足の補填に用いられる財源を補填財源といいます。

補填財源の主なものとして損益勘定保留資金があります。

2. 下水道事業会計について(2/5)

●下水道会計(収益的収支)

収益的収支は、施設の維持管理等を行うための収入と支出です。収入には、下水道使用料や他会計からの繰入(負担金、補助金)、支出には施設の維持管理費や減価償却費等があります。令和6年度決算における収益的収支を以下に示します。

令和6年度決算では当年度純利益を計上しています。

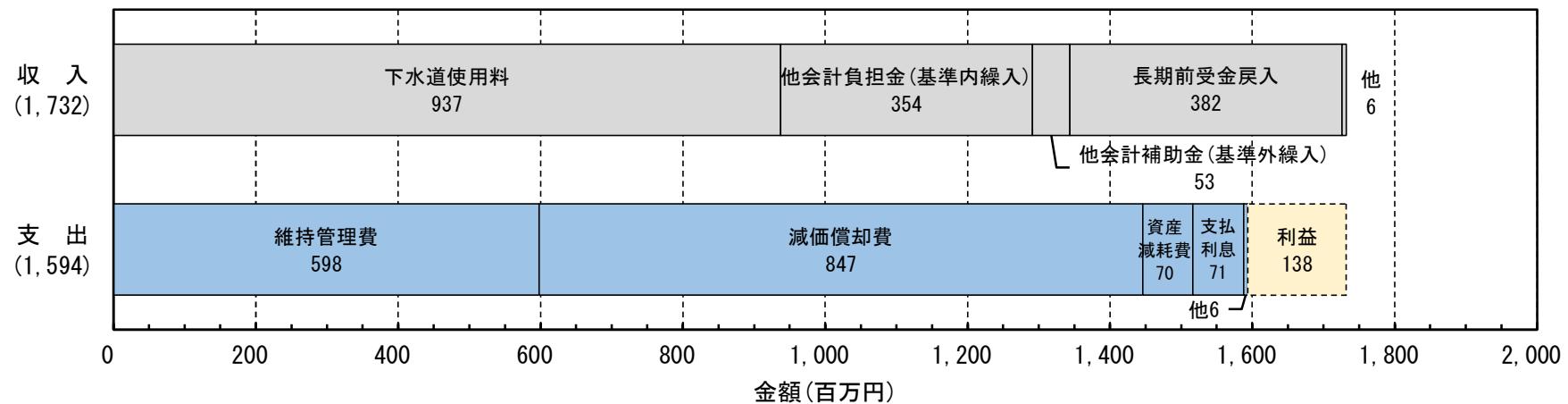


図2 収益的収支(令和6年度決算 税抜)

2. 下水道事業会計について(3/5)

●下水道会計(資本的収支)

資本的収支は、新たな施設の整備や既存施設の更新等を行うための収入と支出です。収入には、企業債、国費(交付金)、受益者負担金、支出には建設改良費や企業債償還金があります。令和6年度決算における資本的収支を以下に示します。

支出のうち、建設改良費については、企業債、国費(交付金)及び受益者負担金で賄っています。一方、企業債償還金についてはその多くを補填財源により賄っています。

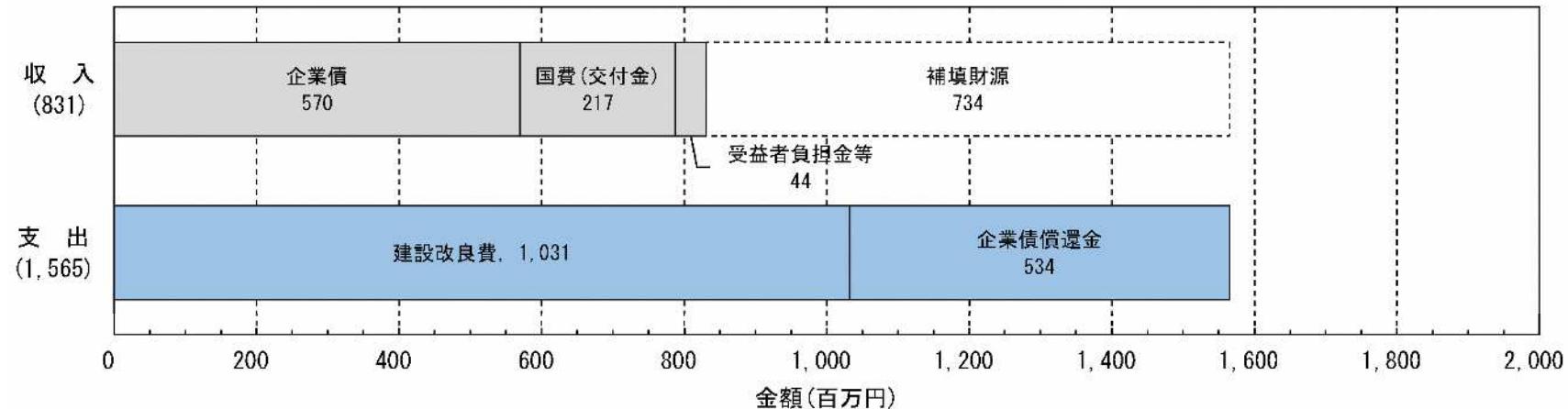


図3 資本的収支(令和6年度決算 税込)

2. 下水道事業会計について(4/5)

● 経費回収率の定義

経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 汚水処理費(公費負担を除く) × 100%

● 汚水処理費(公費負担を除く)の考え方

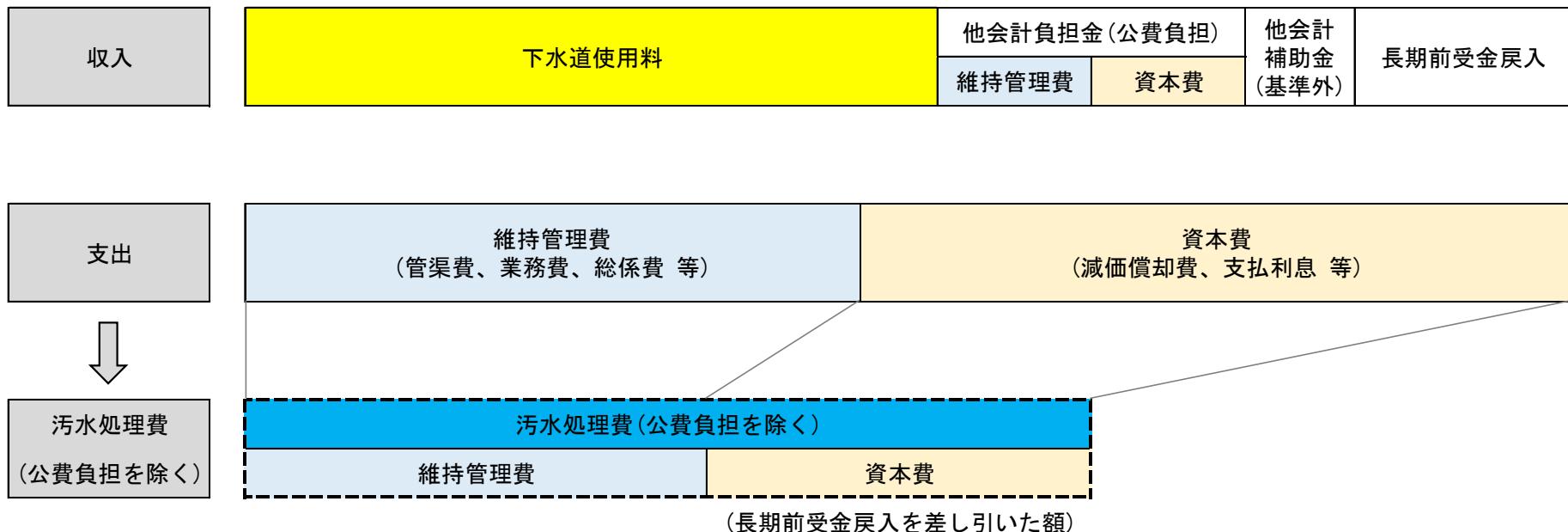


図4 汚水処理費(公費負担を除く)の考え方

2. 下水道事業会計について(5/5)

表1 経費回収率の考え方

	経費回収率 100%以上	経費回収率 100%未満												
説明	<p>下水道使用料が汚水処理費を上回っている状況</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">下水道使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">汚水処理費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>資本費</td> </tr> </table>	下水道使用料		汚水処理費		維持管理費	資本費	<p>下水道使用料が汚水処理費を下回っている状況</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">下水道使用料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">汚水処理費</td> </tr> <tr> <td>維持管理費</td> <td>増加</td> </tr> </table>	下水道使用料		汚水処理費		維持管理費	増加
下水道使用料														
汚水処理費														
維持管理費	資本費													
下水道使用料														
汚水処理費														
維持管理費	増加													
評価	<p>独立採算による経営ができている</p>	<p>独立採算による経営ができていない</p> <p>↓</p> <p>下水道使用料の改定を検討</p>												

3. 経営の基本方針

●基本方針

下水道事業の課題や「富士見市総合計画」における下水道事業の方針を踏まえ、以下の基本方針を定めます。

基本方針1 河川の水質保全

公共下水道(汚水)の普及促進や、適正利用に関する周知啓発を図ることで河川の水質を保全します。

基本方針2 内水対策の推進

公共下水道(雨水)のポンプ施設などについて、計画的に更新と整備を進めることで、内水対策を推進します。

基本方針3 管路施設の適正管理

ストックマネジメント計画等に基づき、管渠施設の更新を進めることで、適正管理を推進します。

基本方針4 安定的な財源確保と経営基盤の強化

将来にわたって安定した事業運営を推進するため、財源の確保に向けた取り組みを推進します。

4. 今後の主要な取り組み(1 / 6)

基本方針の内容を具体化し、実効性のある取り組みへと展開させるものとして、6つの基本施策を定めます。施策の具体的な内容は以下に記載していきます。

●基本施策1 下水道利用についての啓発

(1)未接続世帯への指導

水洗化率の向上(下水道への接続促進)は、「快適な生活環境の確保」と「公共用水域の水質保全」という下水道整備の目的の達成と、有収水量を増やすことで安定的な財源を確保し、経営基盤の強化を図るという2つの観点から重要です。

未接続世帯へ公共下水道の利用促進を働きかけ、水洗化率の向上に取り組んでいきます。

(2)下水道のPR・広報活動

下水道への接続推進に向けては、下水道の役割を広くPRするとともに下水道のイメージアップを図る必要があります。本市では、市民向けのまちづくり講座を通じて下水道の役割を周知しつつ、マンホールカードなどのツールを用いて下水道を広くPRしてきました。引き続き下水道へのご理解を得られるようPR活動に取り組んでいきます。

4. 今後の主要な取り組み(2/6)

●基本施策2 雨水排水施設の整備と更新

(1)別所雨水ポンプ場の更新(再構築、耐水化)

雨水ポンプ場が浸水した場合、雨天時における雨水排除機能を喪失するとともに、
浸水後の復旧工事に多額の費用を要することになります。

今後は引き続き、老朽化した設備の更新をおこなうとともに、荒川、新河岸川、柳瀬川における洪水浸水想定が新たに公表されたことを踏まえて、別所雨水ポンプ場の
耐水化計画を策定し、効率的に耐水化事業を進めます。

(2)雨水排水施設(ポンプ場)の整備

近年、短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨や、大型台風による大雨で浸水被害が発生しています。浸水被害の解消を目指し、雨水排水施設の整備を計画的に進めるとともに、雨水幹線の整備など流域対策の検討に取り組んでいきます。

4. 今後の主要な取り組み(3/6)

●基本施策3 内水ハザードマップの周知

近年、短時間で大量の雨が降るゲリラ豪雨や、大型台風による大雨で浸水被害が発生しています。

本市では、市民の皆様に浸水に関する情報及び避難に関する情報を提供することで、内水による浸水被害を最小化することを目的に「内水ハザードマップ」を作成し、公表しています。

短時間の激しい雨を観測する回数が増加傾向にあるため、今後も周知に努めます。

4. 今後の主要な取り組み(4/6)

●基本施策4 ストックマネジメント計画等に基づく更新

下水道事業におけるストックマネジメントとは、持続可能な下水道事業の実現を目的に、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する活動を指します。

今後、老朽化施設の増加が見込まれるなか、ストックマネジメント計画（管渠）等に基づく計画的な更新を実施し、施設のライフサイクルコストの低減及び投資の平準化に取り組みます。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設の点検・調査の実施により、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故や機能停止を未然に防止し、良好な下水道機能を維持します。

4. 今後の主要な取り組み(5/6)

●基本施策5 官民連携の推進

上下水道分野においては、令和5年度に「ウォーターPPP」と呼ばれる新たな官民連携方式が内閣府から公表されています。

本市においても、人口減少に伴う下水道使用料収入の低迷や老朽化施設の増大が想定されることから、今後は下水道経営基盤の強化を目的として官民連携の推進に向けた検討を進めます。

●基本施策6 適正な使用料水準の検討

主要な取り組みを計画的に実施していくためには、安定的な財源が確保されていることや経営基盤の強化が必要です。しかしながら、今後、流域下水道維持管理負担金や物価の上昇等を要因として、経費回収率の低下が想定されます。

そのため、経営戦略の投資・財政計画に基づき、安定的な財源を確保するため使用料改定の必要性を検証するとともに、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

4. 今後の主要な取り組み(6/6)

●経営戦略の中間評価と経営目標の設定

今回の経営戦略改定にあたり、令和6年度末時点の中間評価を行います。

当初経営戦略では、経費回収率100%以上及び資金残高5億円程度以上の管理目標値(令和12年度)を設定していますが、また、令和17年度の経営目標を引き続き健全な経営を維持するため、当初より同じ目標値を設定します。

表2 経営目標の設定

指標名	(実績値) 令和6年度	(管理目標値) 令和17年度
経費回収率(%)	100.2	100 以上
資金残高(百万円) (年度末繰越補墳財源)	993	500 程度以上

5. 投資・財政計画(収支計画) (1 / 7)

●投資計画

本経営戦略の計画期間(令和8~17年度)における投資額を表3にまとめます。

表3 計画期間内の投資計画

施設区分		内容	投資額 (億円)
管路施設	污水	(新設)下水道未普及地域解消のための汚水管路整備 (更新)老朽化した管路施設の改築 (その他)耐震性の向上を図るための補強工事 (その他)雨天時浸入水への対策工事	41.74
	雨水	(更新)老朽化した管路施設の改築 (その他)耐震性の向上を図るための補強工事	2.51
ポンプ場施設	污水	(更新)老朽化したポンプ場の改築	4.05
	雨水	(新設)浸水対策のためのポンプ場の新設 (更新)老朽化したポンプ場の改築 (その他)ポンプ施設浸水対策のための耐水化工事	45.03
流域下水道負担金	污水	(負担金)埼玉県流域下水道に対する建設負担金	12.40
その他	污水	(新設)減災対策のためのマンホールトイレ整備工事	1.89
合計			107.62

5. 投資・財政計画(収支計画) (2/7)

●財源計画

財源の試算方法を表4にまとめます。

表4 財源の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的収入 (営業収益)	下水道使用料	・過年度の実績を基に使用料単価を設定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
収益的収入 (営業外収益)	他会計補助金(基準外)	・収入が不足する場合等に計上
	長期前受金戻入	・資産の取得に要した補助金等を収益化
資本的収入	企業債	・内部留保資金の状況を踏まえて起債額を算定
	他会計負担金(基準内)	・総務省通知(地方公営企業繰出基準)に基づき算定
	他会計補助金(基準外)	・補填財源が不足する場合に計上
	国(都道府県)補助金	・交付金交付要綱に基づき算定
	工事負担金	・受益者負担金等を計上

5. 投資・財政計画(収支計画) (3/7)

●投資以外の経費

投資以外の経費の試算方法を表5にまとめます。

表5 投資以外の経費の試算方法

区分	項目	試算方法
収益的支出 (営業費用)	職員給与費	<ul style="list-style-type: none">・職員数が変動しないものと仮定・直近の予算額をベースとし、賃金上昇を加味して算定
	経費(動力費)	<ul style="list-style-type: none">・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定・汚水量の増減傾向を反映
	経費(修繕費)	<ul style="list-style-type: none">・過年度の実績値をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(委託料)	<ul style="list-style-type: none">・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して算定
	経費(負担金)	<ul style="list-style-type: none">・流域下水道維持管理負担金は、現行の負担金単価を用いて算定
	減価償却費	<ul style="list-style-type: none">・下記の耐用年数で減価償却費を算定①構築物 50 年、②機械及び装置 20 年、③施設利用権 50 年
	その他	<ul style="list-style-type: none">・更新工事の実施に伴う資産減耗費を計上
収益的支出 (営業外費用)	支払利息	<ul style="list-style-type: none">・下記の条件で支払利息を算定、利率は近年の上昇傾向を踏まえて設定(条件)利率 3.0%、償還期間 30 年、元利均等返済
資本的支出	職員給与費等	<ul style="list-style-type: none">・直近の予算額をベースとし、物価上昇を加味して設定
	企業債償還金	<ul style="list-style-type: none">・支払利息欄に示した条件で償還額を算定[据置期間 1 年]

5. 投資・財政計画(収支計画) (4/7)

(1)収益的収入

本経営戦略の最終年度(令和17年度)にかけて、他会計補助金(基準外繰入)の増加が見込まれます。これは、収益的支出において流域下水道維持管理負担金の上昇や長期貸付利率の上昇等を考慮したことに伴うものです。

他会計補助金は、下水道使用料で賄うことができない支出に対して、他会計から赤字補填するものです。したがって、他会計補助金の増加は本市の財政を圧迫するとともに、行政サービスの低下につながる懸念があります。

以上のことから、他会計補助金の削減に向けて経営の効率化を図るとともに、収入増加のための取り組みが必要な状況です。

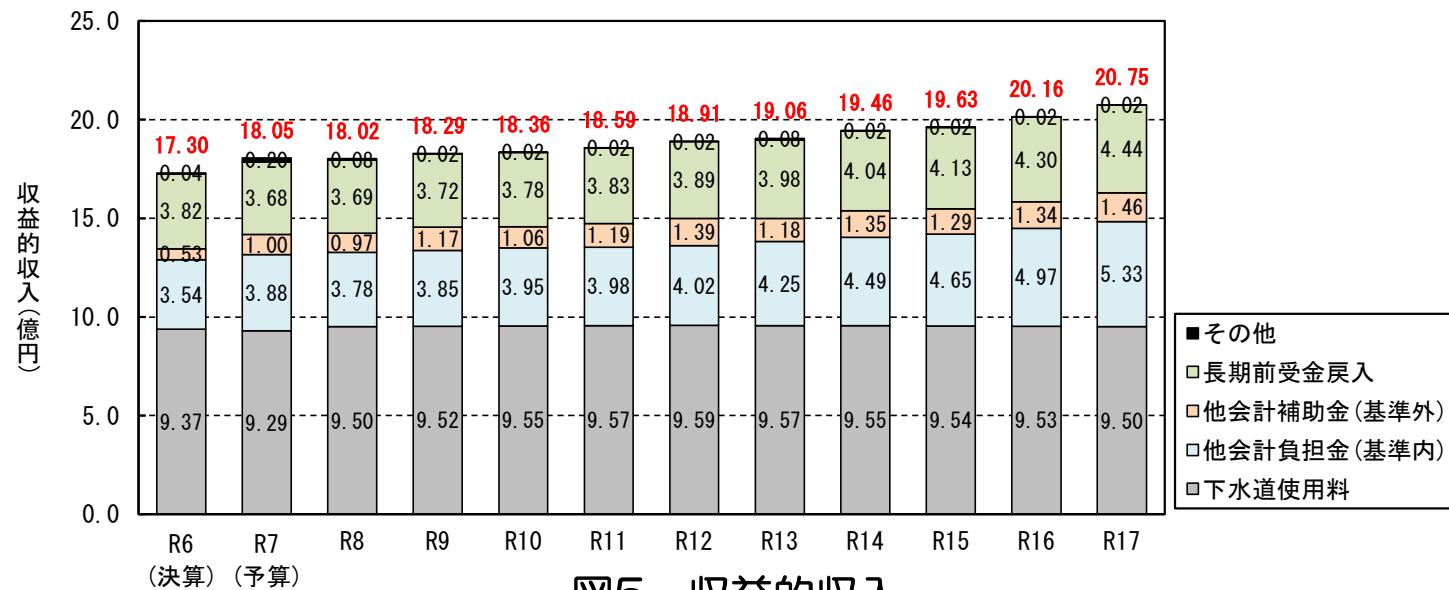


図5 収益的収入

5. 投資・財政計画(収支計画) (5/7)

(2) 収益的支出

本経営戦略の最終年度(令和17年度)における収益的支出は約20.8億円となり、令和6年度決算額に対して約30%の増加が見込まれます。これは、投資・財政計画の策定にあたり、流域下水道維持管理負担金単価、長期貸付利率及び物価の上昇を見込んだことによります。

今後、長期的に支出の増加が見込まれるため、継続的に経営コストの削減に取り組みます。

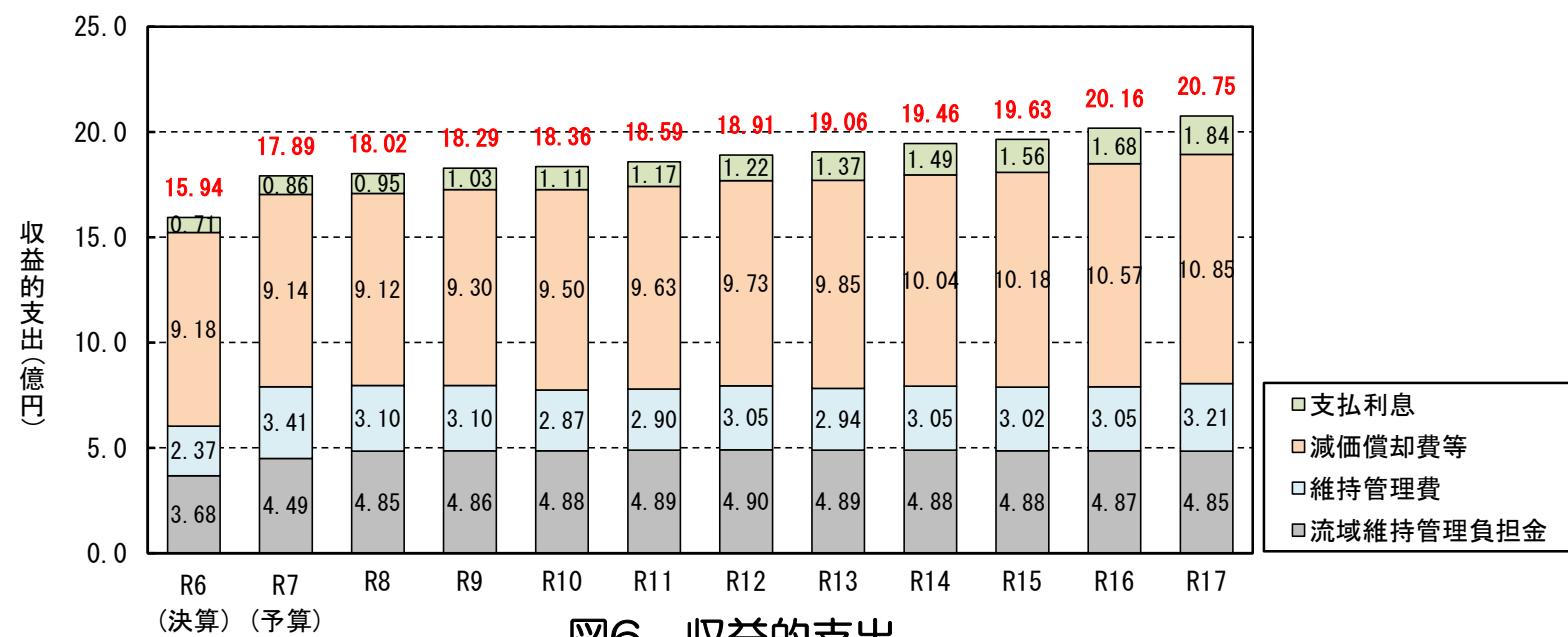


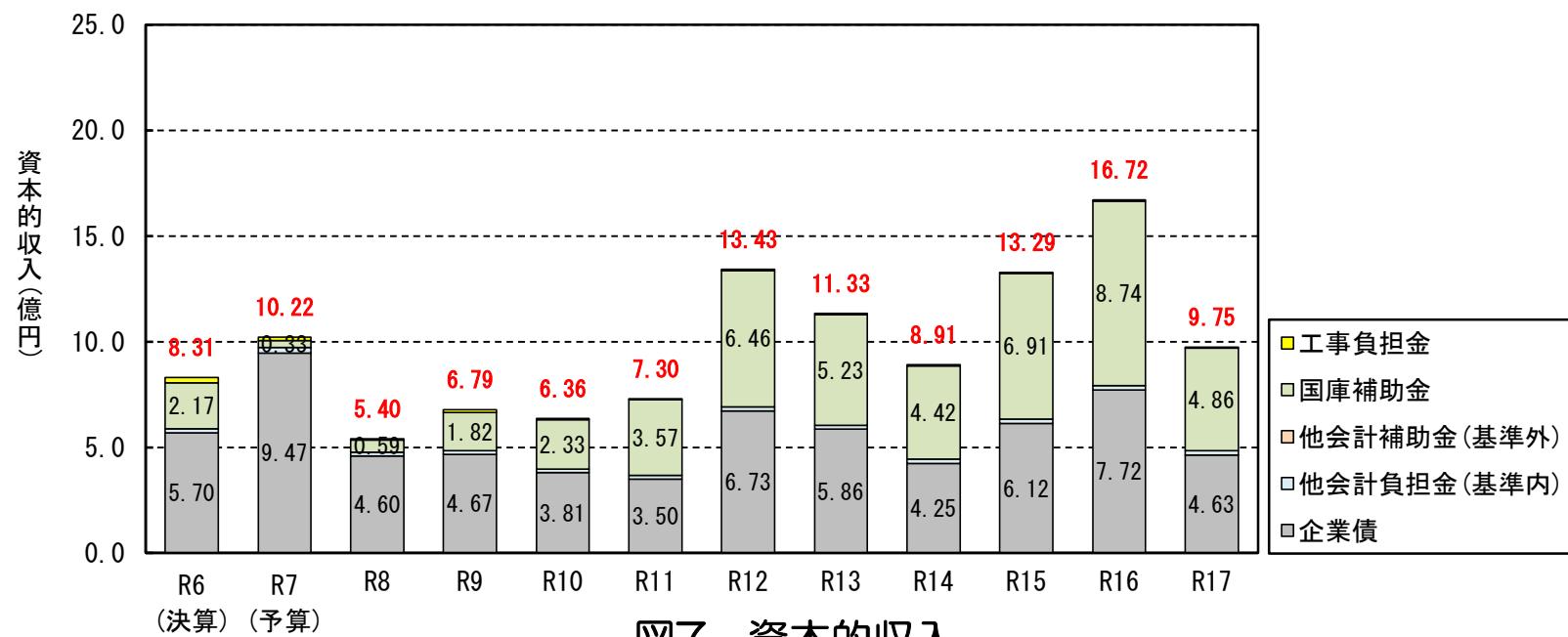
図6 収益的支出

5. 投資・財政計画(収支計画) (6/7)

(3) 資本的収入

雨水排水施設の新規整備や施設の老朽化対策等に要する費用を賄う財源として、年間4~8億円程度の企業債の発行が必要になる見通しです。(収入が支出に不足する額は補填財源で対応。)

施設の整備や老朽化対策の推進に当たっては、国の交付金制度を最大限活用して財源の確保に努めます。



5. 投資・財政計画(収支計画) (7/7)

(4) 資本的支出

本経営戦略の計画期間(令和8~17年度)においては、企業債償還金は約4億円程度を推移します。長期的には、老朽化対策等の増加にともない企業債償還金の増加が想定されるため、資金残高の動向に注視し安定した経営に努めます。

なお、市内の浸水被害低減を目的とした雨水ポンプ場の整備にあたり、固定資産購入費(用地取得費用)を計上します。

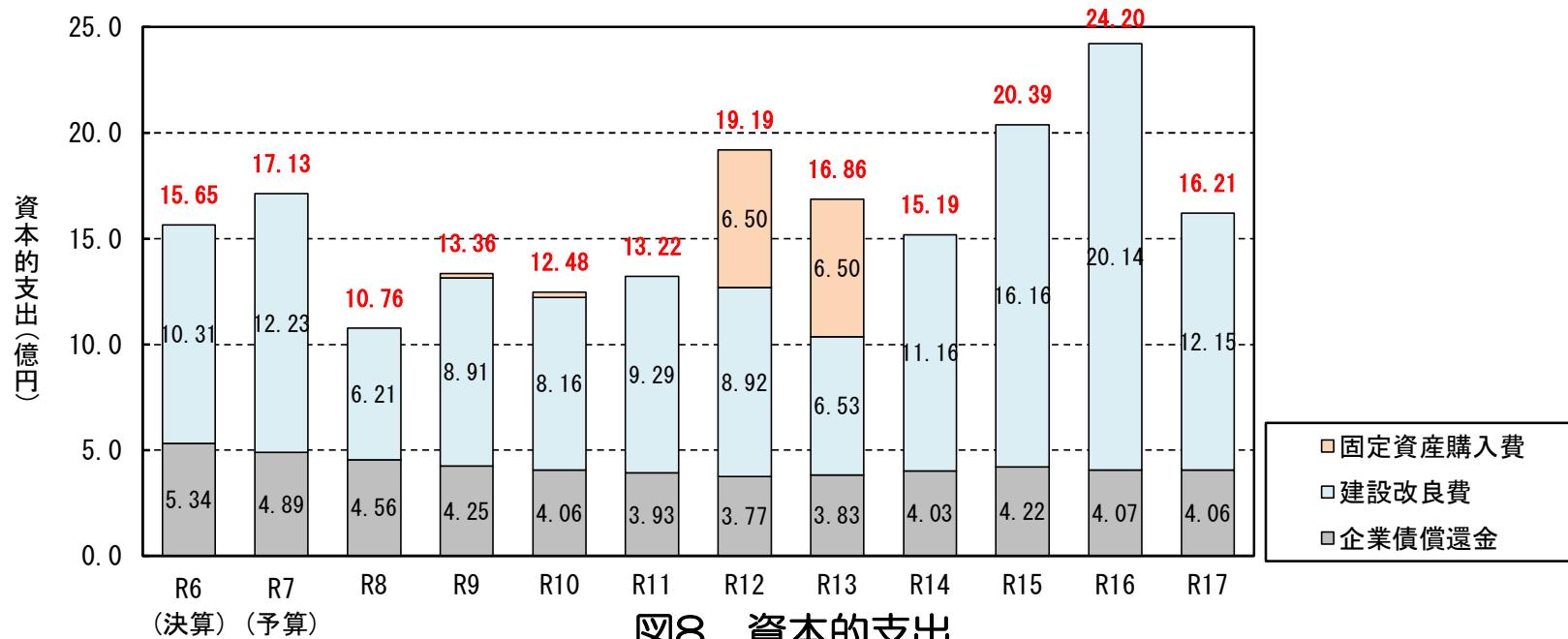
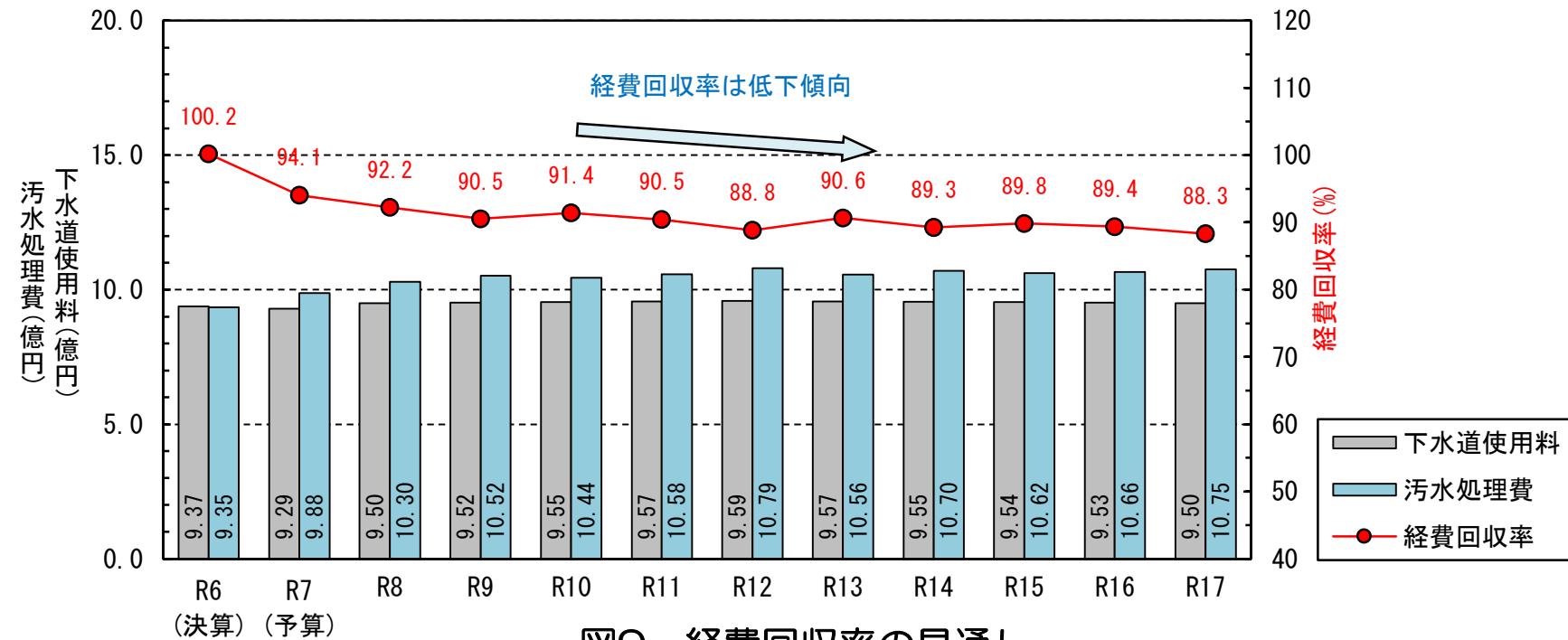


図8 資本的支出

6. 使用料改定の必要性検討(1 / 3)

(1) 経費回収率

今後、維持管理費や流域下水道維持管理負担金の増加が見込まれ、経営環境はさらに厳しさを増していくと考えられます。令和6年度の経費回収率は100.2%ですが、令和17年度には約88%まで低下することが想定されます。



6. 使用料改定の必要性検討(2/3)

(2) 他会計補助金(基準外繰入)

経費回収率が100%を下回ることは、維持管理に要する財源が不足していることを示しており、他会計補助金(基準外繰入)による補填が必要になります。なお、現在と同様の水準で他会計補助金を繰り入れた場合は、当年度純損失が発生することが想定されます。

他会計補助金による補填は本市の財政を圧迫するとともに、行政サービスを低下させるおそれがあります。

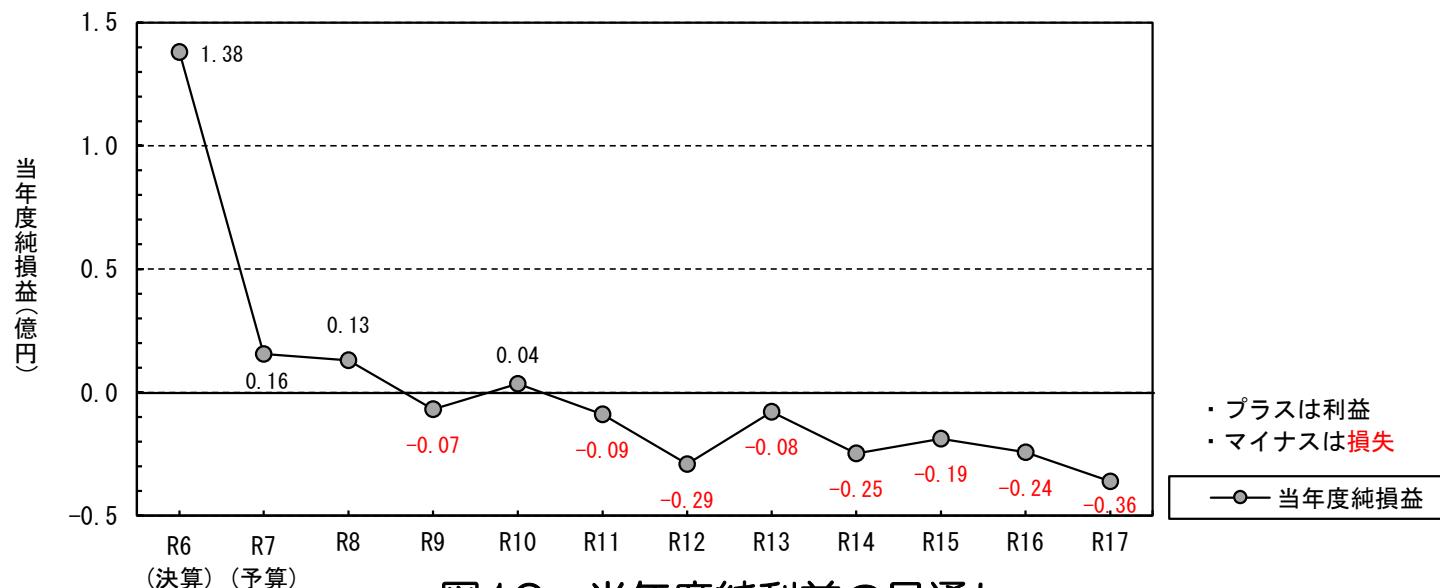


図10 当年度純利益の見通し
[現在と同様の水準で他会計補助金を繰り入れたケース]

6. 使用料改定の必要性検討(3/3)

(3) 使用料改定の必要性

前述の内容より、自立した下水道事業経営を目指すとともに行政サービス水準の確保のため、下水道使用料水準を早期に見直す必要があります。

そのため、経営戦略の収支予測に基づき、適正な使用料水準の設定に向けて検討を進めます。

表6 経費回収率の向上に向けたロードマップ

区分	取組内容	R6 (実績)	R7	経営戦略計画期間									
				R8	R9	R10	R11	R12 (中間)	R13	R14	R15	R16	R17 (最終)
業績目標	経費回収率(%)	100.2						100%			100%		
収入増加のための取組	経営戦略改定(5年に1回) (使用料改定の必要性検証)		改定作業					改定作業					改定作業
	適正な使用料水準の検討 (使用料改定に向けた検討)			検討	検討	改定 (予定)			検討	検討	改定 (予定)		
支出削減のための取組	計画的な改築事業の実施	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築事業の実施、官民連携の推進											

7. 経営戦略の進捗確認と改定の方針

本経営戦略は令和17年度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられます。

今後は、「Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)」のサイクルを活用して、下水道経営の評価(モニタリング)を継続的に実施するとともに5年に1回の頻度で経営戦略を改定します。

